

見守り 新鮮情報

「あなたが**35年前**に購入した北海道の**原野**を**欲しい人**がいる」と**電話**があり、来訪してもらうことにした。来訪した担当者

に「**現地**に行って**調査が必要**」と言われ、**調査費用**として**35万円**を支払った。その後、担当者から「親会社が倒産した」と連絡があった後、**電話が通じなくな**った。(70歳代 男性)



35年前に 購入した原野が売れる!? 二次被害に注意

ひとこと助言

だまされないで



見守るくん

- 値上がりの見込みがほとんどないような原野などを、将来値上がりするかのようには偽って販売する手口を原野商法といいます。過去にこうした被害に遭った人に、土地の売却話をもちかけ、調査費、名義変更料等、さまざまな名目で費用を支払わせる二次被害の相談が寄せられています。
- 「土地を売りたい人がいる」などのセールストークをうのみにしてはいけません。土地が必ず売れるという話の根拠や、契約内容について書面で説明を求めましょう。
- 契約を検討する場合は、土地の所在地の自治体等に土地の状況を確認しましょう。また、できる限り現地に行くことや、登記情報を自分や家族の目で実際に確認することも大切です。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)